

申4号「人事・賃金制度の改正に関する解明交渉」 第2次解明を行う！【その5】

⑫ 中途採用者の調整給は基本給に反映されるのか明らかにすること。

(回答) 昇格時における基本給改定幅に応じて調整手当を基本給に組み込むことにする。

(組合) 特別調整手当は基本給に組み込むのか。

(会社) 特別調整手当は、水戸、千葉、高崎で転籍時の調整手当であり基本給には組み込まない。

⑬ 「キャリア試験」を廃止し、「企画部門試験」を実施する根拠を明らかにすること。

(回答) 「エキスパート社員」「キャリア社員」の呼称を「社員」に統一することから2017年度限りでキャリア社員登用試験を終了するとともに、一般職として在籍する間に支店や本社機関での勤務を通じて幅広い視点で企画・立案業務等を経験する機会を設けることが必要との考えから企画部門試験を実施することとした。

(組合) 企画部門を経験することの、メリットとデメリットを明らかにすること。

(会社) メリットは、一般職在職中に企画部門を経験できる。

デメリットは特にない。

(組合) 「キャリア試験」は、強制的に受けさせられるとの意見があったが、「企画部門試験」も懲罰をするのか。

(会社) あくまでも自主的に公募する試験である。

⑭ 「企画部門試験」合格者の一般職として在籍する間の運用を明らかにすること。

(回答) 1年程度のサイクルで企画部門(支店・本社)、現業機関間を異動し、様々な業務を経験することになる。

(組合) 期間と勤務個所、何年でどのような業務に担務するのか。

(会社) 合格した社員は、1年程度で本社・支店・現業の相互間で勤務することになる。その場合の勤務については通勤等を考慮する。

職場で議論を深め、格差・差別のない 人事・賃金制度をつくりあげよう！

解明交渉の内容に踏まえ、全組合員で議論を深めよう！